

八雲町温暖化対策実行計画(区域施策編)とは

八雲町温暖化対策実行計画とは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、都道府県及び市町村による策定を求められている「地方公共団体実行計画」にあたる計画。

地方公共団体実行計画とは

国の「地球温暖化対策計画」に基づき、地方公共団体が温室効果ガスの排出削減のため実行する施策を取りまとめた中長期的な計画。

策定する内容の違いから、「事務事業編」と「区域施策編」の2つから構成される。

【国】
地球温暖化対策計画

2050年カーボンニュートラル
2030年度46%削減(2013年度比)



地球温暖化対策計画に基づいて策定

地方公共団体実行計画

事務事業編

区域施策編

八雲町温暖化対策実行計画(区域施策編)とは

地方公共団体実行計画とは

事務事業編の内容

地方公共団体の自らの施設や事業から排出される温室効果ガスの削減(庁舎をはじめとする公共施設での省エネルギー対策など)に関する計画。

全ての地方公共団体に対して策定が義務づけられており、八雲町も平成20年度に「八雲町温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定。

八雲所有の施設から排出される温室効果ガス排出量や削減目標、削減のための取り組みについて定められている。

区域施策編の内容

地方公共団体の区域内全体の温室効果ガス排出削減対策に関する計画で、地方公共団体だけでなく、住民や事業者の活動により排出される温室効果ガスも対象。

2050年カーボンニュートラルを達成するため、町・住民・事業者による省エネルギー活動の促進や、町の自然的条件に適した再生可能エネルギーの利用促進などの具体的な取り組みについて計画に盛り込む必要がある。



「八雲町再生可能エネルギー導入促進ビジョン」や「八雲町地域再生可能エネルギー導入戦略」といった過去に策定した計画を基に策定する。

八雲町温暖化対策実行計画(区域施策編)とは

地方公共団体実行計画「区域施策編」の主な内容

骨格の例	構成要素の例
①区域施策編策定の基本的事項・背景・意義	<ul style="list-style-type: none"> ・区域施策編策定の背景・意義 ・区域の特徴(自然的・社会的条件及び各主体の特徴) ・計画期間 ・推進体制
②温室効果ガス排出量の推計・要因分析	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の温室効果ガス排出状況
③計画全体の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・2050年の排出量削減目標 ・再エネ導入量などの施策に応じて設定する目標
④温室効果ガス排出抑制などに関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>区域の住民・事業者に期待される対策</u> ・地方公共団体が実施する施策
⑤区域施策編の実施及び進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> ・区域施策編の実施及び進捗管理

協議会で主に議論する内容

④「温室効果ガス排出抑制などに関する対策・施策」に記載する住民や事業者が実施すべき施策内容や、その施策が八雲町の特性に合っているかどうか、実行可能な内容かどうかを議論していく必要がある。